

上海市人民政府の、改訂後の「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」の公布に関する通知

上海市人民政府关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知

滬府規〔2022〕17号

各区人民政府、市政府各委、弁、局：

ここに改訂後の「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」を公布する。真摯に参照して執行されたい。

同時に、2019年7月に市政府が公布した「当市の多国籍企業地域本部の発展の促進に関する若干意見」（滬府規〔2019〕30号）及び「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」（滬府規〔2019〕31号）は廃止する。

上海市人民政府

2022年10月28日

「上海市の多国籍企業の地域本部設立を奨励する規定」

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
第一条（目的和依据） 为加快发展更高能级的总部经济，进一步鼓励更多跨国公司在上海设立总部型企业（以下简称“总部企业”），实施“总部增能行动”，并加快推动《关于促进“五型经济”发展的若干意见》（沪委办发〔2022〕6号）落地见效，实现更深层次、更宽领域、更大力度开放，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国外商投资法实施条例》《上海市外商投资条例》等法律法规，制定本规定。	第一条（目的及び根拠） より機能レベルの高い本部経済の発展を加速させ、より多くの多国籍企業が上海に本部型企业(以下、「本部企業」という)を設立することを奨励し、「本部機能増加行動」を実施し、かつ、『五型経済』の発展促進に関する若干意見（滬委弁發〔2022〕6号）の実施や奏功を加速、推進し、より深いレベル、より広い領域、より大きな開放を実現するために、「中華人民共和国外商投資法」、「中華人民共和国外商投資法实施条例」、「上海市外商投資条例」等の法律法規に基づき、本規定を制定する。
第二条（定义） 跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权管理形式履行一个国家及以上区域范围内投资、管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。	第二条（定義） 多国籍企業の地域本部（以下、「地域本部」という）とは、国外で登録された親会社があ市にて設立し、投資又は授權管理の形式で、一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理及びサービス職能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立した法人

跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机构”），是指未达到地区总部标准，由境外注册的母公司或外商投资性公司在本市设立的，实际履行一个国家及以上区域范围内投资、管理、营销、结算、支持服务等总部职能的外商投资企业（含分支机构）。 跨国公司事业部总部（以下简称“事业部总部”），是指在境外注册的母公司具有以功能、业务、产品、品牌、服务等为依据细分的事业部制组织架构，由其或外商投资性公司在本市设立，以投资或授权管理形式负责事业部在一个国家及以上区域范围内投资、管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立事业部总部。	資格を有する企業組織の形式で当市に地域本部を設立しなければならない。 多国籍企業の本部型機構（以下、「本部型機構」という）とは、地域本部の基準に達しておらず、国外で登録された親会社又は外商投資性会社が当市にて設立し、実際に一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理、マーケティング、決済、支援サービス等の本部職能を履行する外商投資企業（分支機構を含む）を指す。 多国籍企業の事業部本部（以下、「事業部本部」という）とは、国外で登録された親会社が機能、業務、製品、ブランド、サービス等に基づき細分化された事業部制組織構造を有し、同社又は外商投資性会社が当市にて設立、投資又は授權管理の形式で一つ以上の国や地域の範囲内で投資、管理、サービス職能の責を担う唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立した法人資格を有する企業組織の形式で当市に事業部本部を設立しなければならない。
第三条（适用范围） 在本市范围内设立的地区总部、总部型机构及事业部总部，适用本规定。	第三条（適用範囲） 当市の範囲内で設立された地域本部、本部型機構、事業部本部に本規定を適用する。
第四条（部门职责） 市商务委负责地区总部、总部型机构及事业部总部的认定工作，协调有关部门开展对地区总部、总部型机构及事业部总部的管理服务。 市发展改革委、市经济信息化委、市科委、市教委、市公安局出入境管理局、市财政局、市人力资源社会保障局、市规划资源局、市生态环境局、市住房城乡建设管理委、市卫生健康委、市市场监管局、市税务局、市知识产权局、市药品监管局、市政府外办、上海海关、人民银行上海总部、国家外汇管理局上海市分局、上海银保监局等部门和单位以及临港新片区管委会、虹桥国际中央商	第四条（部門の職責） 市商務委は地域本部、本部型機構及び事業部本部の認定作業を担当し、関連部門と協調して地域本部、本部型機構、事業部本部に対する管理サービスを実施する。 市发展改革委、市経済情報化委、市科委、市教委、市公安局出入国管理局、市財政局、市人的資源社会保障局、市計画資源局、市生態環境局、市住宅都市農村建設管理委、市衛生健康委、市市場監督管理局、市税務局、市知的財産権局、市薬品監督管理局、市政府外事弁公室、上海税関、人民銀行上海本部、国家外貨管理局上海市分局、上海銀保監局等の部門や単位及び臨港新片区管

务区管委会和各区政府在各自职责范围内，做好对地区总部、总部型机构及事业部总部的服务促进工作。	理委員会、虹橋國際中央商務區管理委員會及び各区府は、各自の職責範囲内で、地域本部、本部型機構、事業部本部に対するサービス促進業務を良好に実施する。
第五条（认定条件） 申请认定地区总部，应当符合下列条件： （一）具有独立法人资格的外商投资企业； （二）境外母公司直接或间接持股不低于50%，母公司资产总额不低于2亿美元； （三）注册资本不低于200万美元； （四）基本符合前述条件，并为所在地区经济发展作出突出贡献的，可以酌情考虑认定。 申请认定总部型机构，应当符合下列条件： （一）具有独立法人资格的外商投资企业或其分支机构； （二）境外母公司直接或间接持股不低于50%，母公司资产总额不低于1亿美元； （三）注册资本不低于100万美元，如以分支机构形式设立的，总公司近3年累计拨付的运营资金不低于100万美元。 申请认定事业部总部，应当符合下列条件： （一）符合地区总部认定条件的（一）至（三）条； （二）在本市持续经营1年以上，本企业上一年度营业收入占境外母公司事业部营业收入的比例不低于10%，企业上一年度营业收入不低于10亿元人民币。 除上述条件外，申报企业须在3年内无严重失信行为，或者至申报之日起失信行为已修复。	第五条（認定条件） 地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。 （一）独立した法人資格を有する外商投資企業である。 （二）国外の親会社の直接又は間接的な持株が50%を下回らず、親会社の資産総額が2億米ドルを下回らない。 （三）登録資本金が200万米ドルを下回らない。 （四）上記の条件を基本的に満たし、所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、情状を酌量して認定を考慮することができる。 本部型機構の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。 （一）独立した法人資格を有する外商投資企業又はその分支機構である。 （二）国外の親会社の直接又は間接的な持株が50%を下回らず、親会社の資産総額が1億米ドルを下回らない。 （三）登録資本金が100万米ドルを下回らない。分支機構の形式で設立する場合は、本社が直近3年間に拠出した運営資金が累計で100万米ドルを下回らない。 事業部本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致しなければならない。 （一）地域本部認定条件の（一）～（三）条に合致する。 （二）当市にて1年以上経営を継続しており、自社の前年度営業収入が国外親会社の事業部営業収入に占める割合が10%を下回らず、企業の前年度営業収入が10億元を下回らない。

	上記の条件以外に、申告企業は 3 年以内に重大な信用喪失行為が無い、又は申告した日以降において信用喪失行為が既に修復されていなければならない。
第六条（申请材料） 申请认定地区总部、总部型机构及事业部总部，应当提交下列材料： （一）公司法定代表人签署的申请书（加盖公章）。内容包括：申请企业及其母公司或投资性公司的基本情况；结合企业情况作出符合认定条件的说明；母公司投资管理架构图（含投资关系和股权比例等）；申请认定事业部总部的，还需提供母公司事业部设置情况。 （二）母公司授权签字人签署的地区总部、总部型机构及事业部总部基本职能的授权文件，授权签字人的证明材料。 （三）母公司或投资性公司近一年度审计报告。以事业部形式设立的企业还需提供营业收入的专项审计材料。 （四）被授权管理的境内外企业的营业执照或注册登记证明(复印件)。 （五）总部型机构为分支机构的，还需提供总公司拨付运营资金的证明文件。	第六条（申請資料） 地域本部、本部型機構、事業部本部の認定を申請する場合、以下の資料を提出しなければならない。 （一）会社法定代表者が署名した申請書(社印押印)。内容には、申請企業及びその親会社又は投資性会社の基本状況、企業の状況と結合し認定条件に合致することの説明、親会社の投資管理枠組み図（投資関係、持分比率等を含む）を含み、事業部本部の認定を申請する場合は更に、親会社の事業部設置状況を提出しなければならない。 （二）親会社の授権署名者が署名した地域本部、本部型機構、事業部本部の基本機能の授権文書、授権署名者の証明資料。 （三）親会社又は投資性会社の直近 1 年度の監査報告書。事業部形式で設立する企業は更に、営業収入の特別監査資料を提出しなければならない。 （四）授権管理を受ける国内外企業の営業許可証又は登録登記証明(コピー)。 （五）本部型機構の分支機構である場合は更に、本社が運営資金を拠出した証明文書を提出しなければならない。
第七条（申请程序） 地区总部、总部型机构及事业部总部的认定，按照下列程序进行： （一）企业可以向注册地所在区商务主管部门、临港新片区管委会、虹桥国际中央商务区管委会提出申请，递交相关材料； （二）各区商务主管部门、临港新片区管委会、虹桥国际中央商务区管委会在申报材料齐全后 5 个工作日内对申报材料进行初审，并出具初审意见报送市商务委；	第七条（申請の手順） 地域本部、本部型機構、事業部本部の認定は、以下の手順に従って実施する。 （一）企業は、登録地が所在する区の商務主管部門、臨港新片区管理委員会、虹橋国際中央商务区管理委員会に申請し、関連資料を提出することができる。 （二）各区商務主管部門、臨港新片区管理委員会、虹橋国際中央商务区管理委員会は、申告資料が全て揃った後、5 営業日以内に

（三）市商务委在申报材料齐全后 5 个工作日内完成复审，并作出认定或不予认定的决定。	申告資料の初審を行い、かつ、初審意見を市商務委員会に提出する。 （三）市商務委員会は、申告資料が全て揃った後、5 営業日以内に再審査を完了し、かつ、認定又は認定不可の決定を下す。
第八条（动态评估） 市商务委会同有关部门对已认定的地区总部、总部型机构及事业部总部实行动态评估，结合外商投资企业年度信息报告制度、企业信用信息平台等，对不再满足认定条件的总部企业根据相关规定，取消其总部企业资格。	第八条（動態評価） 市商務委員会は、関連部門と共同で、認定済の地域本部、本部型機構、事業部本部に対して動態評価を実施し、外商投資企業年度情報報告制度、企業信用情報プラットフォーム等と結合させて、認定条件を満たさなくなった本部企業に対し、関連規定に基づきその本部企業資格を取り消す。
第九条（资助和奖励） 符合条件的总部企业按照有关规定，可以申请资助和奖励。资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。 各区可以结合实际情况，对经认定的总部企业依据有关规定，给予资助和奖励。	第九条（資金援助及び奨励金） 条件に合致する本部企業は、関連規定に従い、資金援助や奨励金を申請することができる。資金援助や奨励金の具体的な実施方法は、関連部門が別途制定する。 各区は、実際の状況と結合させて、認定された本部企業に対し、関連規定に基づき資金援助や奨励金を与えることができる。
第十条（资金运作与管理） 人民银行上海总部、国家外汇管理局上海市分局为总部企业设立跨境资金池提供适配服务。符合条件的总部企业可以按照有关规定，通过不同类型跨境资金池在境内外成员企业之间集中开展本外币资金归集、调拨、结算、套保、投资、融资等业务，在跨境资金池框架下便利总部企业的境内外资金运作。高能级总部企业可以按照有关规定开展本外币一体化资金池业务，提升跨国公司跨境资金统筹使用效率，降低企业汇兑风险及财务成本。 符合条件的总部企业在办理资本项目外汇收入（包括资本金、外债资金、境外上市调回资金等）及其结汇所得人民币资金的境内支付时，可以凭《资本项目外汇收入支付便利化业务支付命令函》直接在符合条件的	第十条（資金の運用及び管理） 人民銀行上海本部、国家外貨管理局上海市分局は、本部企業の越境資金プールの設立に対して適切なサービスを提供する。条件に合致する本部企業は、関連規定に従って、様々なタイプの越境資金プールを通じ、国内外メンバー企業間の人民元・外貨資金のとりまとめ、拠出、決済、保険、ヘッジ、融資等の業務を集中的に実施し、越境資金プールの枠組みのもとで本部企業の国内外資金の運用の便利化を図る。機能レベルの高い本部企業は、関連規定に従って人民元・外貨一体化資金プール業務を実施し、多国籍企業の越境資金の統一的な使用効率を高め、企業の為替リスクや財務コストを引き下げることができる。 条件に合致する本部企業が資本項目の外

银行办理，无需事前逐笔提交真实性证明材料。 总部企业按照有关规定使用人民币跨境结算的，银行可以在“展业三原则”的基础上，参照优质企业标准，凭《跨境人民币结算收/付款说明》或收付款指令，直接为总部企业办理货物贸易、服务贸易跨境人民币结算，以及资本项目人民币收入（包括外商直接投资资本金、跨境融资及境外上市募集资金调回等）在境内的依法合规使用。	貨収入（資本金、外債資金、国外上場回収資金等を含む）及びその決済で得た人民元資金の国内支払いを行う際、「資本項目外貨収入支払い利便化業務支払い命令状」に基づき、条件に合致する銀行にて直接手続きをすることができ、事前に逐一真实性証明資料を報告する必要はない。 本部企業が関連規定に従って人民元を越境決済に用いる場合、銀行は「展業三原則」を基本とし、良質な企業の基準を参照して、「越境人民元決済受払説明」又は受払指令に基づいて、直接本部企業の貨物貿易、サービス貿易の越境人民元決済を取り扱うことができる。また、資本項目の人民元収入（外商直接投資資本金、越境資金調達及び国外上場による募集資金の回収等を含む）を国内で合法的に使用することができる。
第十一条（贸易便利） 总部企业开展具有真实贸易背景的新型国际贸易，可以按照有关规定，在银行直接办理相关外汇收支手续，由银行按照国际通行规则，提供便利化跨境金融服务。符合条件的总部企业可以申请纳入离岸贸易“白名单”。 总部企业设立国际贸易分拨中心，上海海关、国家外汇管理局上海市分局等部门对其采取便利化的监管措施。符合条件的总部企业可以申请上海市国际贸易分拨中心示范企业评定。 总部企业可以按照有关规定，在综合保税区内开展航空航天、船舶、轨道交通、工程机械、数控机床、通讯设备、精密电子、高端医疗设备等产品维修业务，并根据维修商品目录，开展全球维修业务。在确保风险可控前提下，符合条件的总部企业可以在海关特殊监管区域外开展高附加值、高技术含量、符合环保要求的保税维修业务。 符合条件的总部企业可以被评定为出口	第十一条（貿易の便利） 本部企業が真実の貿易背景を有する新型国際貿易を行う場合、関連規定に基づき、銀行で直接関連の外貨収支手続きを行うことができ、銀行は国際通用規則に基づいて利便化越境金融サービスを提供する。条件に合致する本部企業は、オフショア貿易の「ホワイトリスト」に組み入れるよう申請することができる。 本部企業が国際貿易配送センターを設立する場合、上海税関、国家外貨管理局上海市分局等の部門がそれに対して便利化した監督管理措置を講じる。条件に合致する本部企業は、上海市国際貿易配送センターモデル企業の評定を申請することができる。 本部企業は、関連規定に従って、総合保税区内で航空宇宙、船舶、軌道交通、工事機械、デジタル制御工作機械、通信設備、精密電子、ハイエンド医療設備等の製品のメンテナンス業務を実施することができ、かつ、メンテナンス商品リストに基づいて、

退税一、二类企业。 总部企业可以加入上海国际贸易“单一窗口”，获得通关物流动态信息、口岸资讯、金融支持等专属服务。 上海海关加强对总部企业的海关信用培育，将符合条件的总部企业优先纳入海关信用培育重点企业名单，优先培育、优先认证，成为高级认证企业后享受 AEO（经认证的经营者）通关便利。根据总部企业最新发展和需求，海关探索集团式、产业链供应链化的海关信用培育认证模式，以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，着力提升通关效率，为其进出口货物提供个性化通关便利。 上海海关支持总部企业开展关税保证保险试点。对总部企业试验用进出口材料实施风险评估、分类管理，促进研发试验用材料进出口便利化。	世界のメンテナンス業務を行うことができる。リスク制御の確保を前提として、条件に合致する本部企業は、税関特殊監督管理区域外で付加価値が高く、技術含有量が高く、環境保護の要求に合致する保税メンテナンス業務を実施することができる。 条件に合致する本部企業は、輸出税還付一類、二類企業の評価を受けることができる。 本部企業は、上海国際貿易「單一窗口」に加入し、通関物流動態情報、港湾情報、金融支援等の専属サービスを受けることができる。 上海税関は本部企業に対する税関信用育成を強化し、条件に合致する本部企業を優先的に税関信用育成重点企業リストに組み入れ、優先的に育成し、優先的に認証し、高級認証企業となった後には AEO（認証を受けた経営者）として通関の利便性を享受する。本部企業の最新の発展やニーズに基づき、税関はグループ式、産業チェーン・サプライチェーン化の税関信用育成認証モデルを探求し、貿易の便利化を重点として、監督管理制度や監督管理モデルのイノベーションを図り、通関効率の向上に注力し、その輸出入貨物にカスタマイズした通関の便宜を図る。 上海税関は、本部企業が関税保証保険試験実施を展開することを支持する。本部企業試験用輸出入資料に対してリスク評価、分類管理を実施し、研究開発試験用資料の輸出入の便利化を促進する。
第十二条（科技创新支持） 总部企业可以按照有关规定，申请参与本市研发公共服务平台、众创空间、创新平台等建设，申请承担政府科研项目，与高校、科研院所共同建立专业领域技术创新联合体，并由相关部门提供辅导和帮助。	第十二条（科学技術イノベーションの支援） 本部企業は、関連規定に従って本市の研究開発公共サービスプラットフォーム、メーカースペース、イノベーションプラットフォーム等の建設への参画を申請することができ、また政府科学研究プロジェクトの

符合条件的总部企业可以申请加入本市生物医药试点企业和物品“白名单”。总部企业研发用食品、化妆品样品在符合要求前提下，可以享受通关便利化措施。	担当を申請し、大学、科学研究所と共同で専門分野の技術イノベーション連合体を創設し、かつ、関連部門からの指導や援助を受けることができる。 条件に合致する本部企業は、当市のバイオ医薬試験実施企業及び物品「ホワイトリスト」への加入を申請することができる。本部企業の研究開発用食品、化粧品サンプルは、要求に合致することを前提として、通関利便化措置を享受することができる。
第十三条（商事登記） 市市场监管局为总部企业开展市场登记“全程网办”，为申领、应用电子营业执照和电子印章提供便利。	第十三条（商事登記） 市市場監督管理局は、本部企業に対して市場登記の「全行程オンライン手続き」を実施し、電子営業許可証や電子印章の申請、受領、応用に便利を提供する。
第十四条（项目投资） 本市支持总部企业开展项目投资，符合条件的项目可以列入市重大外资项目清单，市、区统筹推进项目准入、规划、用地、环保、用能、建设、进出口、外汇等相关事项，加快项目落地实施；符合相关条件的，给予资金支持。	第十四条（プロジェクト投資） 当市は、本部企業がプロジェクト投資を行うことを支援し、条件に合致するプロジェクトは、市重大外資プロジェクトリストに組み入れ、市、区がプロジェクトの参入、計画、土地の使用、環境保護、エネルギー使用、建設、輸出入、外貨等に関する項目を統一的に推進してプロジェクトの入居・実施を加速させ、関連の条件に合致する場合は資金援助をすることができる。
第十五条（人才引进） 总部企业聘雇紧缺急需留学回国人员，符合相关条件可以办理本市户籍，聘雇符合条件的海外人才申请上海市海外人才居住证（B证）可以享受附加分及相关待遇。引进国内优秀人才的，符合相关条件，可以办理本市户籍。 总部企业境外专业人才符合相关条件的，可以参与职称申报评审。总部企业贡献突出的高级管理人员可以被相关单位推荐参评白玉兰友谊奖。总部企业可以被相关单位优先推荐申请加入上海市市长国际企业家咨询会议。	第十五条（人材の誘致） 本部企業が喫緊に不足し急遽必要とする留学帰国者を採用する場合、関連の条件に合致すれば、当市の戸籍を手続きすることができ、条件に合致する海外人材を招聘して上海市海外人材居住証（B証）を申請する場合は、付加ポイントと関連の待遇を受けることができる。国内の優秀な人材を誘致する場合は、関連の条件に合致すれば当市の戸籍を手続きすることができる。 本部企業の国外専門人材が関連の条件に合致する場合、職稱申告審査に参加することができる。本部企業で貢献が顕著な高級

取得国际专业资质或具有特定国家和地区职业资格和金融、规划、航运等领域专业人才，经相关行业主管部门备案后在总部企业提供服务的，其境外从业经历可以视同国内从业经历（有行业特殊要求的除外）。总部企业中取得永久居留资格的外籍人才领衔承担国家科技计划项目的，可以担任本市新型研发机构法定代表人。 对在总部企业工作的外籍高级管理人员，市公安局出入境管理局、市卫生健康委、市人力资源社会保障局等部门在符合相关政策的前提下，为其家属在停居留、医疗服务、申请人才公寓等方面提供便利。符合条件的外籍高级管理人员的外籍子女，可以以国际学生身份申请本地学校就读。	管理人員は、関連単位の推薦により白玉蘭友誼賞にエントリーすることができる。本部企業は、関連単位の優先的な推薦により、上海市長国際企業家諮問会議への参加を申請することができる。 国際専門資格を取得し、又は特定の国・地域の職業資格を有する金融、計画、海上運輸等の分野の専門人材が関連の産業主管部門に届出を行った後に本部企業にサービスを提供する場合、その国外の職歴を国内の職歴とみなすことができる（業界の特別な要件がある場合を除く）。本部企業で永久居留資格を取得した外国籍人材が筆頭になって国家科学技術計画プロジェクトを担う場合、当市新型研究開発機構の法定代表者を務めることができる。 本部企業で働く外国籍高級管理人員に対し、市公安局出入国管理局、市卫生健康委、市人的資源社会保障局等の部門は、関連政策に合致することを前提として、その家族の滞在や居住、医療サービス、人材マンションの申請等の方面で便宜を図る。条件に合致する外国籍高級管理人員の外国籍子女は、国際学生の身分で地元の学校での就学を申請することができる。
第十六条（出入境便利） 总部企业符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。对总部企业聘用的中国内地居民，提供商务出境便利。 总部企业需要多次临时入境的外籍人员可以按照有关规定，申请办理入境有效期不超过 5 年，停留期不超过 180 日的多次签证。对总部企业邀请，因紧急商务需入境的外籍人员，可以按照规定，在口岸签证机关申请办理口岸签证入境。 需要在本市长期居留的总部企业聘雇的外籍人员可以按照规定，申请办理 3 至 5 年有效的外国人居留许可。	第十六条（出入国の便宜） 本部企業で条件に合致する中国籍人員は、APEC・ビジネス・トラベル・カードを申請することができる。本部企業で採用された中国本土住民に対しては、業務渡航の便宜を図る。 本部企業において複数回に渡り臨時入国する必要のある外国籍人員は、関連規定に従い、入国有効期限が 5 年を超えず、滞在期間が 180 日を超えない数次ビザを申請することができる。本部企業が招聘し、緊急のビジネスで入国を必要とする外国籍人員は、規定に従い、到着ビザ機関にて到着ビ

总部企业的外籍高级管理人员按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》等相关规定，可以被优先推荐申办在华永久居留。 上海海关（出入境检验检疫部门）为总部企业高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。	ザによる入国を申請することができる。 本部企業が招聘する、当市での長期滞在が必要な外国籍人員は、規定に従い有効期間が 3～5 年の外国人居留許可を申請することができる。 本部企業の外国籍高級管理人員は、「中国における外国人永久居留審査認可管理法」等の関連規定に基づき、優先的に推薦を受け永久居留手続きを申請することができる。 上海税関（出入国検査検疫部門）は、本部企業の高級管理人員の健康証明の手続きにグリーンレーンを提供する。
第十七条（知识产权保护） 总部企业在上海市场具有较高知名度且受侵权假冒情况较多的涉外商标，可以被推荐纳入《上海市重点商标保护名录》。总部企业可以向市知识产权局申请依托跨区域知识产权行政保护协作机制开展异地维权。	第十七条（知的財産権の保護） 本部企業の、上海市場で比較的高い知名度を有し、かつ、権利侵害や偽造模造の状況が比較的多い涉外商標は、「上海市重点商標保護リスト」に入れる推薦を受けることができる。本部企業は、市知的財産権局に対し、地域を越えた知的財産権行政保護協力メカニズムによる他地域での権利保護の展開を申請することができる。
第十八条（服务支持） 各区政府可以结合本区实际情况，制定支持总部企业发展的政策措施，营造有利于总部企业发展的营商环境。 本市设立总部企业市、区两级总部服务专员，畅通信息渠道。依托市、区外商投资协会和驻沪商协会等行业组织搭建政企服务沟通平台，定期召开政企圆桌会，及时了解总部企业需求，协调解决总部企业发展中遇到的问题。	第十八条（サービス支援） 各区政府は、自区の実際の状況と結合させて、本部企業の発展を支援する政策措置を制定し、本部企業の発展に有利なビジネス環境を構築することができる。 当市は本部企業の市、区両級本部サービス専門担当者を置き、情報ルートを円滑にする。市、区の外商投資協会や駐上海業界団体等の業界組織に依託して行政と企業のサービスコミュニケーションプラットフォームを構築し、定期的に政府と企業の円卓会議を開催し、本部企業のニーズを適時把握し、本部企業の発展において遭遇する問題の解決に協力する。
第十九条（参照适用） 香港、澳门、台湾地区的投资者在本市	第十九条（参照適用） 香港、マカオ、台湾地区の投資者が当市

設立地区总部、总部型机构及事业部总部，参照本规定执行。	に地域本部、本部型機構及び事業部本部を設立する場合、本規定を参照して執行する。
第二十条（施行日期和有效期） 本规定自 2022 年 11 月 1 日起施行，有效期至 2027 年 10 月 31 日。	第二十条（施行日及び有効期限） 本規定は 2022 年 11 月 1 日より施行し、有効期限を 2027 年 10 月 31 日とする。

華鐘諮詢